

たばたあずみ



Tell・Fax
550 6674

山根とみえ



Tell・Fax
550 4224

戸沢ひろゆき



Tell・Fax
558 9721

12月議会

日本共産党あきる野市議団の一般質問

12月議会が11月28日から始まりました。12月3日からの3日間で行なう、日本共産党市議団の3議員の一般質問の要旨をお知らせします。ぜひ傍聴に来てください。

山根とみえ議員

12月3日(火) 5番目



医療・介護の 安心を求めて

国保税値上げや介護保険制度の改悪など、削られようとする医療・介護を守るため、質問します。

市営住宅の 跡地利用について

折立の市営住宅の跡地利用に、住民の声を生かすよう求めます。

市営住宅建設 学童の安全確保を

小学校に隣接する草花公園住宅の建設が始まります。通学路の安全確保対策を万全にするよう求め、質問します。

土砂災害対策は

土砂災害について、これまでとられてきた対応と、避難勧告や避難場所などについて質問します。

たばたあずみ議員

12月4日(水) 2番目



五日市憲法草案 について

注目を集めている五日市憲法草案を、市をあげて研究・周知していくよう求め、質問します。

ひとり親世帯に 平等な支援を

結婚歴の有無でひとり親が差別されることがあってはなりません。市の積極的な支援策を求め、質問します。

戸沢弘征議員

12月4日(水) 6番目



駅ホームに 屋根の設置を

秋川駅や東秋留駅のホームには屋根が一部しかついていません。JRに対する市の態度を問います。

バス停にも屋根を

市民球場前バス停をはじめ、広い道路沿いのバス停に屋根やベンチの設置を求めて質問します。

市長の退職金 どうする？

行財政改革を唱えながら、自分の退職金は守っている市長。その態度を、市民目線で問います。

特定秘密保護法の廃案を求める意見書案を提出しました

日本共産党市議団は、今定例会に上記の意見書案を提出しました。以下、意見書案全文です。

現在、特定秘密保護法案が国会で審議されています。しかし、その対象となる「特定秘密」は、政府・行政機関の長の判断により際限なく範囲を広げられることが指摘されており、情報公開法に逆行、国民の言論・表現の自由を脅かす危険をはらんでいます。

また、「特定秘密」を取り扱う者は公務員か否かにかかわらず、その家族や友人知人までが身辺調査の対象になり、人権が侵害される恐れがあります。

戦前の日本では、軍機保護法や国防保安法な

どが真実を隠し、国民が戦争に駆り出されました。国民に対し国家が秘密を持つことが戦争に近づく一歩であることは、歴史の教訓です。

こうした本法案の問題点は、日本国憲法の基本理念である平和主義、基本的人権をも脅かす大きなものであり、なんらかの機密保持の法律が防衛や外交等に必要であるとしても、今国会での決定は早急に過ぎます。

よってあきる野市議会は、政府に対し特定秘密保護法案を廃案にするよう意見書を提出するものです。

要予約。市議団までご連絡下さい。
12月26日(木) 13時半～15時
法律相談

国民健康保険税値上げ(案)出される!

値上げ幅9.94%、引き上げ額1億9100万円

12月市議会に、国民健康保険税値上げの議案が提出されました。12月10日の総務委員会で審議が行われます。以下、その内容をお知らせします。

改正の内容

医療分

区分	改正前	改正後
所得割	4.12%	4.63%
資産割	15.00% ^{2分の1に} →	7.50%
均等割(1人あたり)	15,600円	20,000円
平等割(1世帯あたり)	10,800円	10,800円



支援金(後期高齢者医療を支援するため)

所得割	1.40%	1.62%
均等割(1人あたり)	8,400円	9,000円

介護分(40歳から64歳までの方)

所得割	1.4%	1.53%
均等割(1人あたり)	9,400円	12,000円

注 国民健康保険税は医療分・支援金・介護分の3部分から保険税が課せられています。

値上げ(案)世帯別具体例

- 40代夫婦世帯所得300万円(給与収入484万円)
(資産あり、介護分あり)

現行	302,500円
改正後	334,800円
増減額	32,300円(10.68)増

(資産なし、介護分あり)

現行	285,200円
改正後	326,200円
増減額	41,000円(14.38)増

- 40代夫婦世帯所得200万円(給与収入358万円)
(資産あり、介護分あり)

現行	233,300円
改正後	257,000円
増減額	23,700円(10.16)増

(資産なし、介護分あり)

現行	216,000円
改正後	248,400円
増減額	32,400円(15.00)増

- 62歳1人世帯所得0円(年金収入103万円以下)
収入が少ないため均等割・平等割が7割軽減されます。

現行	13,200円
改正後	15,500円
増減額	2,300円(17.42)増

- 50代夫婦世帯所得24万円(給与収入122万円)
収入が少ないため均等割・平等割が5割軽減されます。

現行	55,400円
改正後	65,000円
増減額	9,600円(17.33)増

国庫負担金の増額を求めると共に、一般会計からの繰入金を増やし値上げ中止を!